

障害者雇用状況報告書
(法第45条の認定を受けた事業主用、グループ全体)

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の規定により、下記のとおり報告します。

令和 年 月 日 公共職業安定所長 殿

A	親事業主	(ふりがな)	③ 主たる事務所の所在地	〒 ー ー (TEL ー ー ー)								
		① 法人名称										
		(ふりがな)										
		② 氏名又は代表者氏名										
B	雇用の状況	区 分	合 計	C 事業主ごとの内訳								
		④ 適用事業所番号	/	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	
		⑤ 親事業主・特例子会社・関係会社の別		ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	
		⑥ 名称及び代表者の氏名		ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	
		⑦ 主たる事務所の所在地		ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	
		⑧ 常用雇用労働者の数										
		(イ) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
		(ロ) 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
		(ハ) 常用雇用労働者の数 [(イ)+(ロ)×0.5]	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
		(ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
		⑨ 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数										
		(a) 重度身体障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
(b) 重度身体障害者以外の身体障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人			
(c) 重度身体障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人			
(d) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人			
(e) 身体障害者の数 [(c)+(d)×0.5]	人	人	人	人	人	人	人	人	人			
(f) 重度知的障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人			
(g) 重度知的障害者以外の知的障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人			
(h) 重度知的障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人			
(i) 知的障害者の数 [(f)+(g)×0.5]	人	人	人	人	人	人	人	人	人			
(j) 精神障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人			
(k) 精神障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人			
(l) (j)のうち裏面7-2に該当する者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人			
(m) 精神障害者の数 [(k)-(l)×0.5]+(l)]	人	人	人	人	人	人	人	人	人			
⑩ 計	人	人	人	人	人	人	人	人	人			
⑪ 実雇用率	%											
⑫ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数 [(⑧)×法定雇用率]-⑩	人											
D 障害者雇用推進者	役職名	氏名	E 記入担当者	所属部課名	氏名							

(記載上の留意事項は、裏面にあります。)

安定所 処理欄	
------------	--

様式第6号の2(2) (裏面)

[注意]

- 1 この報告書は、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の特例の認定を受けた事業主の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用状況（法第44条の特例における子会社（以下単に「特例子会社」という。）及び法第45条の特例における関係会社（以下単に「関係会社」という。）に雇用される労働者を含む。）について作成すること。
- 2 親事業主が個人である場合には、①欄及び⑥欄については当該親事業主の氏名を記載すること。
- 3 親事業主が個人である場合には、③欄及び⑦欄については当該親事業主の住所を記載すること。
- 4 ⑤欄については、親事業主の場合は「1」を、特例子会社の場合は「2」を、関係会社の場合は「3」を記載すること。
この際、親事業主、特例子会社、関係会社の順に記載すること。
- 5 ⑧(イ)欄並びに⑨(ホ)、(ハ)、(ヌ)、(ル)及び(ロ)欄には、短時間労働者の数は含めないこと。
- 6 Cの⑧欄から⑩欄までについては、事業主ごとに、様式第6号の2(1)「障害者雇用状況報告書（法第45条の認定を受けた事業主用、事業所別）」のCの⑰欄から⑲欄までに記載した数字を記載すること。
- 7 ⑨欄及び⑩欄の（ ）内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 7-2 ⑨(レ)欄には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者の数を記載すること。
 - ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること
 - ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 8 ⑧(ハ)及び(ニ)欄、⑨(リ)、(カ)及び(リ)欄並びに⑩欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 9 ⑪欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 10 ⑫欄には、⑧(ニ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、⑩欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること。）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
なお、法定雇用率は一般の企業にあっては100分の2.3であること。